様式第21（第50条関係）

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第８７条第１４項の規定による
立　入　検　査　証

写真　押出スタンプ

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい

第87条　経済産業大臣は、第７条第１項及び第５項、第７条の４第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第３項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第17条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第３項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第19条第１項及び第４項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、第７条の２第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第７条の３第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第８条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第13条第１項（第18条第１項及び第19条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4　経済産業大臣は、第３章第２節及び第３節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　経済産業大臣は、第３章第４節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8　経済産業大臣は、第61条第１項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

13　経済産業大臣は、第六章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第１項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第87条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第 96 条　次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項、第75条第５項、第75条の２第３項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 97 条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

四　第 87 条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。